

名古屋都市計画地区計画の変更計画書

(ささしまライブ 24 地区)

(名 古 屋 市 決 定)

名古屋都市計画地区計画の変更（名古屋市決定）

都市計画ささしまライブ 24 地区計画を次のように変更する。

名 称	ささしまライブ 24 地区計画
位 置	名古屋市中村区運河町、下米野町 1 丁目、下広井町 1 丁目、平池町 4 丁目及び牧野町字六反田の各一部 名古屋市中川区西日置町字上鶴垂及び字北鶴垂並びに運河町の各一部
面 積	約 12.4 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標 本地区は、名古屋駅の南約 1 km に立地し、新幹線の車窓からも一望できる都心に残された貴重な大規模空地である。名古屋市都市計画マスタープランでは、広域交流拠点である都心核の一部に位置づけられており、まちづくりを進めるにあたっては土地区画整理事業により都市計画道路椿町線を始めとする基盤施設の整備が予定されている。 こうした計画を踏まえ、本地区に地区計画を定めることにより、土地の高度利用を図るとともに、本地区の開発コンセプトである「国際歓迎・交流拠点」の実現に向けた適切な都市機能の更新により、快適で魅力ある都市空間の形成を図る。
	土地利用の方針 隣接する名古屋駅地区と一体となって名古屋大都市圏の玄関口にふさわしい広域交流拠点を形成するため、道路、広場等の基盤整備にあわせて、商業・業務、文化・娯楽等の機能を誘導することにより、快適な都市環境の形成を図る。
	地区施設の整備の方針 歩行者の利便性や安全性の向上を図り、回遊性の高い快適な歩行者空間を確保するため、歩行者専用上空通路を整備する。
	建築物等の整備の方針 地区計画の目標及び土地利用に関する方針に基づき、魅力あるまちづくりを進めるため、以下の方針を定める。 1 名古屋大都市圏の玄関口としてのまちづくりにふさわしい建築物の誘導を図るため、建築物の用途の制限を行う。 2 敷地の細分化による狭小ビルの建築を抑制し、良好な都市環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低制限を定める。

	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	敷地面積のおおむね 10 分の 2 を緑化目標として、区域内の緑化に努める。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	歩行者専用上空通路 幅員 6m、延長 約 250m (配置は計画図表示の通り)
	建築物等の用途の制限	次の建築物は建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 病院 3 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 m ² を超えるもの（作業場の床面積の合計が 150 m ² を超えない自動車修理工場を除く。） 4 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（と）項第 3 号に掲げる事業を営む工場 5 建築基準法別表第 2（と）項第 4 号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供する建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	3,000 m ² ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りではない。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

ささしまライブ 24 土地区画整理事業等の実施に合わせ、地区施設を追加することにより歩行者空間の充実を図り、「国際歓迎・交流拠点」にふさわしい都市空間の形成を図る。